

令和3年草加市議会 9月定例会提出議案及び報告

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案数		報告数
決算認定	11件	
補正予算	7件	
条例	4件	
契約	1件	専決処分(損害賠償) 1件
規約	1件	健全化判断比率等 6件
人事	2件	アコス予算・決算 2件
計	26件	計 9件

2021年8月

令和3年草加市議会9月定例会 提出議案・報告一覧

議案

- 第69号議案 令和2年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
第70号議案 令和2年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第71号議案 令和2年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第72号議案 令和2年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第73号議案 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第74号議案 令和2年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第75号議案 令和2年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第76号議案 令和2年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第77号議案 令和2年度草加市水道事業決算の認定について
第78号議案 令和2年度草加市立病院事業決算の認定について
第79号議案 令和2年度草加市公共下水道事業決算の認定について
- 第80号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算（第7号）
第81号議案 令和3年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第82号議案 令和3年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
第83号議案 令和3年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第84号議案 令和3年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第85号議案 令和3年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第86号議案 令和3年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(P. 4~10)

- 第87号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………P. 11

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、地域型保育事業者等が行う記録等について、書面に代えて電磁的記録による対応を可能とするとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第 88号議案 草加市手話言語条例の制定について……………P. 13

手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものです。

第 89号議案 草加障がいのある人のコミュニケーション条例の制定について P. 14

障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものです。

第 90号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 15

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、獨協大学前 <草加松原> 駅西側地区地区計画区域において地区整備計画が定められた沿道型ゾーンを適用区域とし、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、環境調和型住宅ゾーンのうち一部の範囲内における建築物の高さの最高限度の見直し等を行うものです。

第 91号議案 リサイクルセンター火災復旧工事請負契約の締結について……P. 17

火災事故により被害を受けた草加市リサイクルセンターの機械設備、施設設備等の改修及び火災対策のための防火設備の強化を実施し、早急に同センターの機能を復旧させるため、本工事の請負契約を締結するものです。

第 92号議案 埼玉県都市競艇組合理約の変更について……………P. 18

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定を全部適用するため、埼玉県都市競艇組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

第 93号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………P. 18

第 94号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………P. 18

報告

- 第17号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）
- 第18号報告 令和2年度健全化判断比率の報告について
- 第19号報告 令和2年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第20号報告 令和2年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第21号報告 令和2年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第22号報告 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第23号報告 令和2年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第24号報告 アコス株式会社第32期事業計画及び事業収支予算書の提出について
- 第25号報告 アコス株式会社第31期事業報告書の提出について

(P. 19)

議案

- 第69号議案 令和2年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第70号議案 令和2年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第71号議案 令和2年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第72号議案 令和2年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第73号議案 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第74号議案 令和2年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第75号議案 令和2年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第76号議案 令和2年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第77号議案 令和2年度草加市水道事業決算の認定について
- 第78号議案 令和2年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第79号議案 令和2年度草加市公共下水道事業決算の認定について

第80号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算（第7号）

補正前の歳入・歳出予算額	90,488,571千円
歳入・歳出補正予算額	△ 87,828千円
補正後の歳入・歳出予算額	90,400,743千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補正額	主な内容	
10 地方交付税	519,948	・普通交付税	519,948
14 国庫支出金	210,376	①健康増進事業費補助金	5,720
		②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (産業振興課)	15,600
		③学校施設環境改善交付金	189,056
15 県支出金	68,732	④市道拡幅工事費負担金	6,413
		⑤放課後子供教室推進事業費補助金	△ 3,681
		⑥水辺周辺活用事業(農業用水)補助金	66,000
17 寄附金	10,193	⑦道路新設改良費寄附金	5,000
		⑧みどりのまちづくり基金寄附金	193
		⑨保健衛生総務費寄附金	5,000
18 繰入金	△ 4,310,887	・財政調整基金繰入金	△ 4,310,887
19 繰越金	2,523,710	・繰越金	2,523,710
21 市債	890,100	⑩道路整備事業債	31,400
		⑪水辺環境整備事業債	△ 33,600
		⑫校舎等大規模改造事業債	281,400
		⑬学校施設整備事業債	156,700
		・臨時財政対策債	454,200
合計	△ 87,828		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	24,303	・本庁舎建設事業[庁舎建設室]		5,214
		・平和事業[人権共生課]		△ 336
		・収納管理事務事業[納税課]		30,465
		・オリンピック・パラリンピック事業[スポーツ振興課]		△ 11,040
3 民生費	△ 709,150	・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]		△ 8,433
		・介護保険特別会計繰出金[介護保険課]		△ 215,195
		・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]		△ 480,000
		・放課後子ども教室推進事業[子ども育成課]	⑤	△ 5,522
4 衛生費	13,580	・地域医療体制支援等事業[新型コロナウイルス対策課]	⑨	5,000
		・健康増進事業[健康づくり課]	①	8,580
7 商工費	15,600	・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業 [産業振興課]	②	15,600
8 土木費	△ 115,839	・草加駅東口駅前広場整備事業[道路整備課](財源振替)	⑦	0
		・道路整備事業[道路整備課]	④⑩	41,400
		・水辺環境整備事業[河川課](財源振替)	⑥⑪	0
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 134,782
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 22,650
		・公園広場等維持管理事業[みどり公園課]		△ 3,500
		・緑化推進事業[みどり公園課]	⑧	193
		・草加松原魅力アップ事業[みどり公園課]		3,500
10 教育費	683,678	・音楽教育推進事業[指導課]		△ 800
		・学校体育推進事業[指導課]		△ 1,333
		・学校施設維持管理事業(中学校)[学校施設課]	③⑬	226,636
		・トイレ環境改善整備事業(中学校)[学校施設課]	③⑭	459,175
合計	△ 87,828			

・継続費の補正

分類	事 項 (期 間)	年割額及び総額	
追加(新規設定分)	本庁舎建設事業(本庁舎西棟改修工事等設計修正業務委託) (令和3年度～令和4年度)	R3	5,214千円
		R4	3,476千円
		総額	8,690千円

・繰越明許費の設定(3事業)

(千円)

分類	繰越事業	繰越額
性質上の事由 (国の補助金採択) 3事業	学校施設維持管理事業(中学校) (ブロック塀等改修工事)	59,491
	学校施設維持管理事業(中学校) (外壁・屋上改修工事)	167,145
	トイレ環境改善整備事業(中学校)	459,175

・債務負担行為の補正

分類	事 項 (期 間)	限度額
追加(新規設定分)	公立保育園等仮設園舎借上げ事業(平成29年度設定分) (令和3年度～令和5年度) ※きたたら保育園仮園舎として使用	8,400千円
追加(新規設定分)	学校給食推進事業(中学校)(給食調理業務委託)(令和3年度～令和6年度)	846,106千円

第 8 1 号 議 案 令和3年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 103,720千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 103,720千円

補正予算の主な内容

歳 入

(千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
3 繰入金	△ 22,650	・一般会計繰入金	△ 22,650
4 繰越金	22,650	・繰越金	22,650
合 計	0		

第82号議案 令和3年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 59,648千円

歳入・歳出補正予算額 52,252千円

補正後の歳入・歳出予算額 111,900千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
2 繰越金	52,252	・繰越金	52,252
合計	52,252		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
1 事業費	52,252	・アコス地下駐車場事業		52,252
合計	52,252			

第83号議案 令和3年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 1,221,067千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 1,221,067千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
5 繰入金	△ 134,782	・一般会計繰入金	△ 134,782
6 繰越金	134,782	・繰越金	134,782
合計	0		

第84号議案 令和3年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	22,214,979千円
歳入・歳出補正予算額	344,798千円
補正後の歳入・歳出予算額	22,559,777千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
7 繰入金	△ 480,000	・ その他一般会計繰入金	△ 480,000
8 繰越金	824,798	・ 繰越金	824,798
合計	344,798		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
7 基金積立金	344,798	・ 財政調整基金積立金		344,798
合計	344,798			

第85号議案 令和3年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	17,086,080千円
歳入・歳出補正予算額	166,016千円
補正後の歳入・歳出予算額	17,252,096千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	96,763	① 介護給付費負担金(過年度分)	31,384
		② 保険者機能強化推進交付金	30,483
		③ 介護保険保険者努力支援交付金	31,157
		④ 介護保険事業費補助金	3,739
5 県支出金	29,989	⑤ 介護給付費負担金(過年度分)	29,989
7 繰入金	△ 325,035	・ 一般会計繰入金(介護給付費繰入金)	△ 129,517
		・ 地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△ 15,079
		・ 地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)	△ 4,446
		・ その他一般会計繰入金(事務費等)	△ 64,930
		・ その他一般会計繰入金(一般財源事業・家族介護支援事業)	△ 67
		・ その他一般会計繰入金(一般財源事業・地域包括支援センター委託事業)	△ 1,325
		・ その他一般会計繰入金(保険料軽減分)	169
		⑥ 介護給付費準備基金繰入金	△ 109,840
8 繰越金	364,299	・ 繰越金	364,299
合計	166,016		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	0	・一般管理費(財源振替)	④	0
2 保険給付費	0	・居宅介護サービス給付費(財源振替)	①⑤⑥	0
4 地域支援事業費	0	・介護予防・生活支援サービス事業費(財源振替)	③	0
		・包括的支援事業費(財源振替)	②	0
5 基金積立金	78,064	・介護給付費準備基金積立金		78,064
7 諸支出金	87,952	・償還金		87,952
合 計	166,016			

第86号議案 令和3年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 2,989,329千円

歳入・歳出補正予算額 6,665千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,995,994千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
2 繰入金	△ 8,433	・事務費繰入金	△ 8,433
3 繰越金	15,098	・繰越金	15,098
合 計	6,665		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,665	・後期高齢者医療広域連合納付金		6,665
合 計	6,665			

第87号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について【保育課】

1 目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、地域型保育事業者等が行う記録等について、書面に代えて電磁的記録による対応を可能とするとともに、条文の所要の整備を行うものです。

一部改正に当たっては、次の条例をまとめて改正します。

- (1) 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する条例
- (2) 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例

2 内容

(1) 電磁的記録による対応の規定

事業者が整備しなければならない次のような記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定します。

((1)草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する条例・(2)草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

- ・地域型保育事業における職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿
- ・特定教育・保育の提供日、内容等の記録
- ・特定教育・保育施設の職員、設備及び会計に関する諸記録
- ・特定教育・保育の提供に関する計画
- ・特定教育・保育の提供、市への通知、苦情内容、事故等に係る記録

(2) その他

条文中に引用している法律（子ども・子育て支援法施行規則）の条ずれを整える所要の整備を行います。（(3)草加市就学前の子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定に関する条例）

【参考 地域型保育事業の事業概要】

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育（いずれも3歳未満の乳幼児の保育を中心とするもの）

事業類型	事業主体	保育実施場所等	認可定員	職員配置基準等
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	6～19人	A型：保育園分園・ミニ保育所に近い類型（保育所の配置基準+1名） B型：中間型（保育所の配置基準+1名で2分の1以上が保育士） C型：家庭的保育に近い類型（市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	1～5人	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
事業所内保育事業	事業主等	事業所の従業員の子ども・地域の保育を必要とする子ども		定員20人以上…保育所の基準と同様 定員19人以下…小規模保育事業A型又はB型の基準と同様 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅		必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認める者

【参考 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業】

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
認定こども園・幼稚園・保育所	上記の地域型保育事業を行うものとして市長が確認した事業者

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

条例の対象の市内施設の数はおりのとおりです。

地域型保育事業を実施する者： 家庭的保育事業1施設、小規模保育事業26施設

特定教育・保育施設： 認定こども園2施設、新制度移行幼稚園1施設、保育所37施設

第 8 8 号議案 草加市手話言語条例の制定について【障がい福祉課】

1 目的

手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものです。

2 内容

(1) 基本理念

手話が言語であることへの理解及び普及に当たっては、手話が他の言語と同様に一つの言語であるとの認識に基づき、ろう者（※）及びろう者以外の者が一人ひとりの思いを大切に、相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本とします。

（※）ろう者 聴覚に障がいがあり、手話を第一言語として使用する者

(2) 市の責務及び市民等の役割

市	・ろう者に対する合理的配慮（※）の提供 ・手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の推進（環境の整備に当たっては、県と連携及び相互協力に努める）
市民	・基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める
事業者	・基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める ・合理的配慮の提供及び手話を使用しやすい環境の整備に努める

（※）合理的配慮 障がいのある人が日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、概念等を取り除くことが必要とされる場合で、実施の負担が過重でない範囲で行われる適切な調整・変更

(3) 施策の推進

市は、次の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとします。

- ア 手話の理解促進
- イ 手話を使用しやすい環境の整備
- ウ 手話によるコミュニケーションの支援
- エ 手話通訳者の養成及び確保

3 施行期日

公布の日から施行します。

第89号議案 草加市障がいのある人のコミュニケーション条例の制定について【障がい福祉課】

1 目的

障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（※）を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものです。

（※）コミュニケーション手段 口話、手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、平易な表現などの意志の伝達手段

2 内容

(1) 基本理念

障がいの特性に応じた手段による情報の取得や、コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、障がいのある人のコミュニケーションを行う権利を尊重し、障がいのある人とない人が一人ひとりの思いを大切に、相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本とします。

(2) 市の責務及び市民等の役割

市	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に対する合理的配慮の提供 コミュニケーション手段の理解促進及びそれを利用しやすい環境の整備に関する施策の推進
市民	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める 合理的配慮の提供及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に努める
コミュニケーション支援者（※）	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策に協力し、市民及び事業者に対して障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に努める

（※）コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパーなどの障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助する者

(3) 施策の推進

市は、次の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとします。

ア 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

イ 障がいの特性に応じた手段による情報の取得やコミュニケーション手段を利用し

やすい環境の整備

ウ コミュニケーション支援者の養成及び確保

3 施行期日

公布の日から施行します。

第90号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について【建築安全課】

1 目的

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、獨協大学前<草加松原>駅西側地区地区計画区域において地区整備計画が定められた沿道型ゾーンを適用区域とし、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、環境調和型住宅ゾーンのうち一部の範囲内における建築物の高さの最高限度の見直し等を行うものです。

2 内容

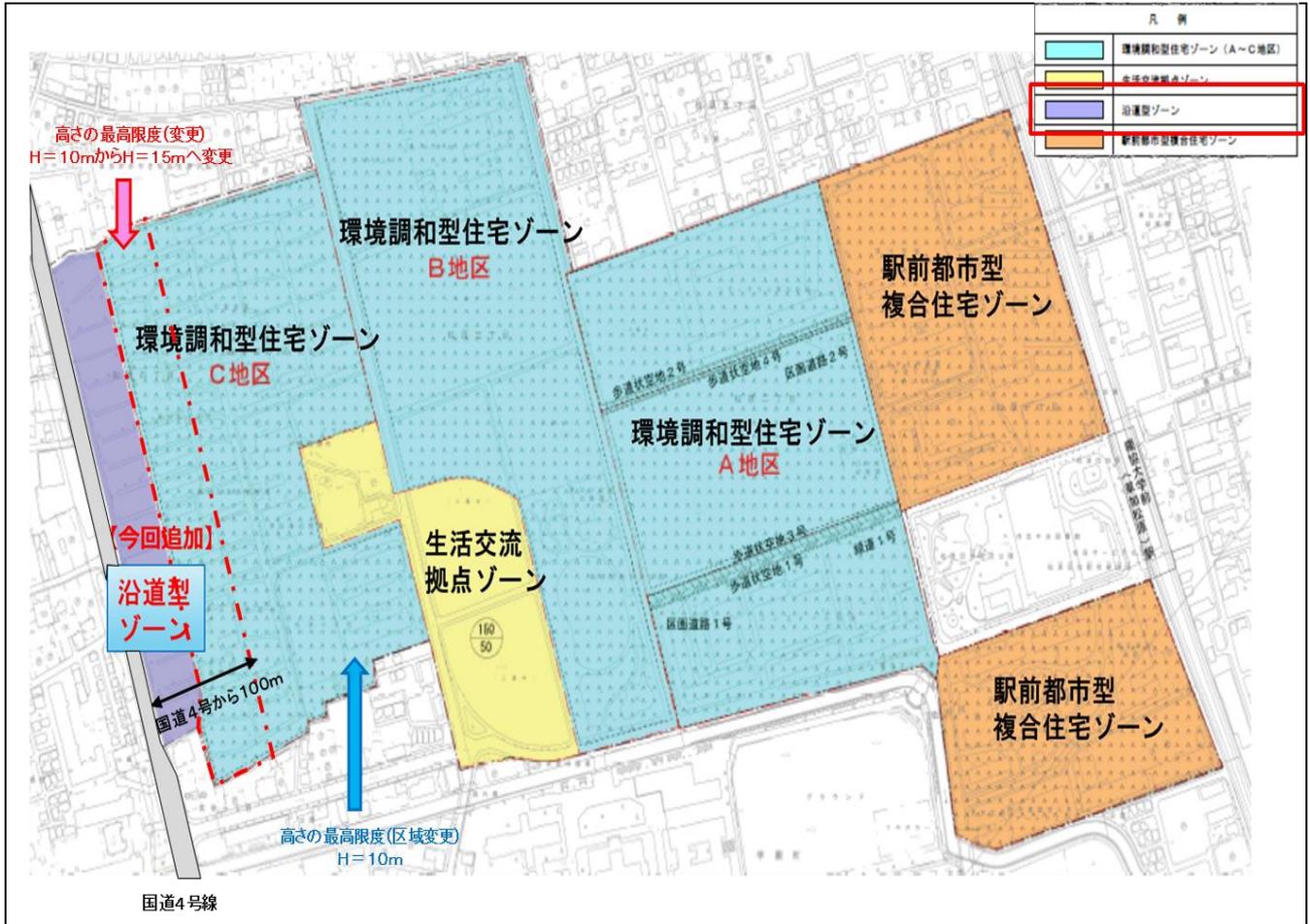
(1) 適用区域の名称変更

草加都市計画地区計画の変更に伴い、適用区域の名称を変更します。

変更前	変更後
松原団地駅西側地区 地区整備計画区域	獨協大学前<草加松原>駅西側地区 地区整備計画区域
松原団地駅西側地区 地区計画区域のうち、地区整備計画が 定められた区域	獨協大学前<草加松原>駅西側地区 地区計画区域のうち、地区整備計画が 定められた区域

(2) 適用区域の追加・既存の適用区域の一部における制限の変更

獨協大学前<草加松原>駅西側地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた沿道型ゾーンを適用区域に追加し、既存の環境調和型住宅ゾーン（C地区）の一部（一般国道4号の東側の道路の境界線から100m以内の範囲内）における制限内容を変更します。（次ページの図を参照）



(3) 条例における制限内容

地区整備計画区域内の建築物は、次の制限を受けます。（追加・変更内容）

地区の区分/ 制限項目	沿道型ゾーン 【追加】	環境調和型住宅ゾーン（C地区） 【一部変更】
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物の建築は不可。 1. 一戸建ての住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4. 自動車車庫等（建築物に附属するものを除く。） 5. ホテル又は旅館、自動車教習所 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. 倉庫業を含む倉庫	【変更なし・参考として掲載】 次に掲げる建築物の建築は不可。 1. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 2. 自動車車庫等（建築物に附属するものを除く。）

地区の区分/ 制限項目	沿道型ゾーン 【追加】	環境調和型住宅ゾーン（C地区） 【一部変更】
敷地面積の 最低限度	1,000㎡以上（公衆便所、巡査 派出所など例外）	【変更なし・参考として掲載】 130㎡以上（公衆便所、巡査派出 所など例外）
壁面の位置 の制限	外壁面から道路の境界線までの後退 距離は、一般国道4号側の道路の境 界線までは5m以上、それ以外の道 路の境界線までの距離は1m以上、 隣地の境界線までの後退距離は3m 以上	【一部変更】【変更箇所：下線】 外壁面から道路の境界線までの後退 距離は1m以上、隣地の境界線まで の後退距離は0.5m以上（敷地面 積1,000㎡以上の建築物にあつ ては隣地の境界線までの後退距離は 3m以上）
建築物等の 高さの最高 限度	20m以下	【変更あり】【変更箇所：下線】 10m以下（一般国道4号の東側の 道路の境界線から100m以内の範 囲内にあつては、15m）

3 施行期日

公布の日から施行します。

第91号議案 リサイクルセンター火災復旧工事請負契約の締結について【契約課・廃棄物資源課】

1 目的

火災事故により被害を受けた草加市リサイクルセンターの機械設備、施設設備等の改修及び火災対策のための防火設備の強化を実施し、早急に同センターの機能を復旧させるため、本工事の請負契約を締結するものです。

2 契約方法：随意契約

3 契約の金額：236,500,000円

4 契約の相手方：兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号

極東開発工業株式会社

代表取締役 布原 達也

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市リサイクルセンター（草加市稲荷一丁目8番2号）

(2) 工事内容

- ア 機械設備改修 搬送コンベヤ改修、選別機改修等 一式
- イ 施設設備改修 電気復旧改修、補修塗装等 一式
- ウ 火災対策工事 消火散水機器増設、炎検知器新設等 一式

6 工期：本契約締結の日から令和4年2月28日まで

7 見積日：令和3年8月10日

第92号議案 埼玉県都市競艇組合理約の変更について【財政課】

1 目的

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定を全部適用するため、埼玉県都市競艇組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 内容

地方公営企業法の適用範囲

変更前	変更後
財務に関する規定のみ (公営企業会計を導入)	全ての規定 (地方公営企業として企業管理者を設置し、 独立した経営を実施)

3 施行期日

令和4年4月1日を予定

第93号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて【職員課】

固定資産評価審査委員会委員^{おおくぼけいすけ}大久保啓介氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第94号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【職員課】

令和3年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任として、新たに人権擁護委員に^{わかやましんじろう}若山新二郎氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報 告

第 17号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

1 事故の概要

令和3年3月9日未明、草加市高砂二丁目11番17号の草加市再開発住宅において、同住宅4階居室の床下給湯管の経年劣化により漏水が発生し、階下の同住宅の居室の天井に浸水したため、天井に設置されていた入居者所有の照明器具を損傷したものです。

2 損害賠償の額

30,000円

（物件損害賠償・過失割合 市：10割）

3 専決処分日

令和3年8月2日

第 18号報告 令和2年度健全化判断比率の報告について

第 19号報告 令和2年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

第 20号報告 令和2年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

第 21号報告 令和2年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第 22号報告 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第 23号報告 令和2年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

第 24号報告 アコス株式会社第32期事業計画及び事業収支予算書の提出について

第 25号報告 アコス株式会社第31期事業報告書の提出について